

# 令和6年度 則定小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。構成員は、本校全教職員とし、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ対策委員会」の役割

#### ア 「則定小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「則定小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、月1回の「いじめ対策委員会」において教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果を集約、情報共有し、分析、対策の検討を行い、全職員で実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、本校全教職員で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会に報告する。
- ・問題が解消(止まって3か月が目安)したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。

- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

## （2）いじめ対策委員会の構成

〈教職員〉

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任
- 校務主任 ○教育相談主任 ○生徒指導主事（主任） ○養護教諭
- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- 主任児童委員 ○学校アドバイザー ○P T A会長

## （3）「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

## （4）「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

## 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

### （1）いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやS N Sの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 「いじめ防止標語」を全児童から募集し、いじめ防止の啓発を図る。

### （2）いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（年4回6月、10月、12月、2月）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

- ウ いじめ電話相談等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

### (3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職に報告をあげ「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 則定小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に1回実施（2月）し、保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめ対策委員会でいじめ防止に関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（O J T 研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「則定小学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前指導・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「則定小学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○年間計画の確認・実行	○SCの児童、保護者への周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「則定小学校いじめ防止基本方針」の説明 ○公開授業 ○家庭訪問
5月	○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」			○第1回学校運営協議会
6月			○「学校生活アンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○公開授業 ○第1回学校保健委員会
7月	○教育相談の検証	○情報モラル指導(ネットモラル)		○個別懇談会
8月	○現職研修②(ケーススタディ)			
9月			○身体測定	○公開授業・地域との交流会 ○環境整備活動
10月		○運動会	○「学校生活アンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	
11月	○教育相談の検証	○学芸会		○保護者への学校評価アンケート
12月	○年間計画の検証 ○教育相談の検証	○人権週間(講話) ○いじめ防止の標語づくり ○マラソン大会	○「学校生活アンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○個別懇談会 ○親子ふれあい活動
1月		○朗読訪問		
2月	○教育相談の検証 ○全教職員による「取組アンケート」の実施→検証	○保健指導(命の大切さ) ○福祉実践教室	○「学校生活アンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	○第2回学校保健委員会 ○公開授業 ○第2回学校運営協議会
3月	○自己評価 ○学校関係者評価の結果を検証し、「則定小学校いじめ防止基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○感謝の会		
通年	○毎月1回「子どもを語る会」の実施 ○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○「ピカキラ点検」の実施 ○SCによる相談	○登校指導(毎朝)